

令和 7 年 10 月 6 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市国民健康保険運営協議会

会長 服部 良子

### 答 申 書

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年大阪市規則第 23 号）第 2 条の規定に基づき、大阪市長から令和 7 年 9 月 29 日付け大福祉第 1194 号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

## 大阪市国民健康保険運営協議会答申

## 1 はじめに

国において、少子化対策の抜本的強化に当たり、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帶の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになり、大阪市の国民健康保険においても、子ども・子育て支援納付金に係る保険料を賦課・徴収することになった。

大阪府内の市町村では、平成30年度の国保の都道府県単位化に当たり、令和6年度に保険料水準を完全統一したことから、新たに賦課・徴収する同保険料の賦課方式等についても、府内統一の基準として「大阪府国民健康保険運営方針」に定める必要がある。

このため、大阪府において「大阪府国民健康保険運営方針」を一部変更するものとして、国民健康保険法第82条の2第7項の規定による意見聴取（以下「法定市町村意見聴取」という。）が行われることになった。

今般、法定市町村意見聴取における大阪市の意見について、令和7年9月29日付け大福祉第1194号により大阪市長から諮問があったことから、当協議会において審議を行った結果、次のとおり答申するものである。

## 2 答 申

諮問事項に係る「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更案は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における大阪府及び府内市町村の協議を経て策定されたものであり、本市の考え方とも相違ないものとなっている。

子ども・子育て支援金制度の創設にあたっては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第47条第1項において、全世代型社会保障制度改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする旨が規定されている。

本意見は、大阪府に対し、国の検討状況を注視するとともに、支援金制度の導入による実質的な負担が生じていないか、客観的・継続的な検証と十分な情報公開を行うよう国に求めることを要請するものであり、法定市町村意見聴取において提出する大

阪市の意見として、妥当である。

なお、本意見にある「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」においては、基本的な方向性として「社会保障の制度改革やこれを通じた歳出の見直しに取り組む」とされていることから、本意見のうち、一段落中「医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ」としている部分について「医療・介護の歳出改革等」とすることがより適切であることを申し添える。